

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条の2第1項の規定により、新畑地区土地改良事業共同施行の土地改良事業（非補助土地改良事業新畑地区）の換地計画について
適当とする旨決定した。

その関係書類を観音寺市経済部土地改良課において平成20年1月15日から平成20年2月4日まで縦
覧に供する。

平成20年1月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀